

かわさき里山コラボに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号。以下「条例」という。）の趣旨に鑑み、企業、教育機関等（以下「企業等」という）の参加協力を得て里山の保全を行う、「かわさき里山コラボ」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 市及び企業等は、法及び条例により指定された緑地のうち、公有地（以下「緑地」という。）を美しく安全な里山となるよう保全するため、条例第14条に基づく保全管理計画の策定を行い、その計画に基づき「かわさき里山コラボ」を行う。

(市の役割)

第3条 市は、次に掲げる事項のうち必要な事項を行うものとする。

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 植生管理作業の指導
- (3) 活動の支援や技術的な指導
- (4) 急斜面や技術的に作業が困難な場所の管理
- (5) 里山保全に関する情報の提供
- (6) 保全管理活動の広報活動
- (7) その他必要な活動

(企業等の役割)

第4条 企業等は、次に掲げる事項のうち必要な事項を行うものとする。

- (1) 計画的な里山管理作業
- (2) 自主的な植生管理作業の実践
- (3) 社員等に向けた里山管理活動の企画実施
- (4) 自然観察会
- (5) 保全管理活動の広報・研究活動
- (6) その他必要な活動

(参加協力)

第5条 企業等の参加協力の方法は、一定期間継続した里山活動又は寄附による緑地への支援とする。

(協定)

第6条 市と企業等は、参加協力の内容その他必要な事項について覚書を締結するとともに、必要に応じて協定を締結する。

- 2 前項に定める覚書の期間はおおむね1年間とし、協定の締結期間は、おおむね5年以上とする。

(活動報告)

第7条 企業等は、年間の活動報告を作成し、毎年3月末日までに市長に提出するものとする。

(協定の解除)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合、協定の解除をすることができる。

- (1) 緑地等の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 前各条に定める事項を守らなかったとき。
- (3) 法令等に違反したとき。
- (4) 公益上の理由、その他特別な理由があるとき。

2 特別な理由があるときは、市と企業等は協議の上、協定の解除をすることができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、保全管理活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 2月 4日から施行する。